

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

栗東市は、国民健康保険に関する事務において特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、その取扱いが個人情報のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるため、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

滋賀県栗東市長

公表日

令和8年2月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>栗東市は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取扱う。</p> <p>①社会保険離脱や転出転入に伴う被保険者の資格取得喪失及び資格情報の管理 ②被保険者証及び高齢受給者証の更新・発行 ③医療機関からのレセプトの審査及び医療機関への保険者負担分の支払い ④限度額適用認定証等の申請及び交付 ⑤療養費・高額療養費等の申請及び支給 ⑥出産育児一時金及び葬祭費等、給付事業の実施</p> <p>番号法に基づき、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について符号を用い情報連携を行う。</p>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none">・国民健康保険資格システム・国民健康保険給付システム・収滞納管理システム・団体内統合利用番号連携サーバ・中間サーバ・国保総合システムおよび国保情報集約システム
2. 特定個人情報ファイル名	
・国民健康保険被保険者台帳	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">・番号法(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第44項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく主務省令第2条 <p><情報提供の根拠> (2、3、6、13、16、19、20の2、27、38、42、48、55の2、56、65、69、81、83、87、95の2、111、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173、173の2)の項</p> <p><情報照会の根拠> (69、70、160)の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 保険年金課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒520-3088 滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号 栗東市健康福祉部保険年金課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒520-3088 滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号 栗東市健康福祉部保険年金課
9. 規則第9条第2項の適用 <input type="checkbox"/> 適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]
	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年11月14日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]
	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年11月14日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]
	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	

9. 監査	
実施の有無	[] 自己点検 [<input checked="" type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	栗東市のシステムにおいては、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。また、アクセス権限の所持者には、事務取扱担当者の研修において離席時のログアウト徹底を呼びかけており、監査も実施している。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月27日	I.1.③システムの名称	・国民健康保険資格システム ・国民健康保険給付システム	・国民健康保険資格システム ・国民健康保険給付システム	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策			事後	様式変更による記載
令和1年6月21日	I.1.③システムの名称	・国民健康保険資格システム ・国民健康保険給付システム	・国民健康保険資格システム ・国民健康保険給付システム	事後	
令和1年6月21日	I.4.②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	
令和1年6月21日	I.5.①部署	福祉部 保険年金課	健康福祉部 保険年金課	事後	
令和1年6月21日	I.7.請求先	〒520-3088 滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号 栗東市福祉部保険年金課	〒520-3088 滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号 栗東市健康福祉部保険年金課	事後	
令和1年6月21日	I.8.連絡先	〒520-3088 滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号 栗東市福祉部保険年金課	〒520-3088 滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号 栗東市健康福祉部保険年金課	事後	
令和7年11月14日	I.1.②事務の概要	番号法別表第二に基づき、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について符号を用い情報連携を行う。	番号法に基づき、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について符号を用い情報連携を行う。	事後	
令和7年11月14日	I.3.法令上の根拠	番号法(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項(利用範囲) 別表第1 第30号	・番号法(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第44項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第24条	事後	
令和7年11月14日	I.4.②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」「医療保険者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」等が含まれる項(1、2、3、4、5、9、17、26、27、30、33、39、42、43、58、62、80、87、93、106、120) (別表第二における情報照会の根拠) :42、43項	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく主務省令第2条 <情報提供の根拠> (2、3、6、13、16、19、20の2、27、38、42、48、55の2、56、65、69、81、83、87、95の2、111、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173、173の2)の項 <情報照会の根拠> (69、70、160)の項	事後	
令和7年11月14日	IIしきい値判断項目 1.対象人数・対象人数	3) 1万人以上10万人未満	2) 1,000人以上1万人未満	事後	
令和7年11月14日	IIしきい値判断項目 1.対象人数・計数	令和4年11月30日時点	令和7年11月14日時点	事後	
令和7年11月14日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数・計数	令和4年11月30日時点	令和7年11月14日時点	事後	
令和7年11月14日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業	(記載なし)	(項目を追加)	事後	
令和7年11月14日	IVリスク対策 9. 監査	自己点検	内部監査	事後	
令和7年11月14日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えら	(記載なし)	(項目を追加)	事後	